

広島県福山庁舎食堂運営業務仕様書

- 1 食堂の営業日及び営業時間は次のとおりとする。ただし、受託者（以下乙という）は必要に応じ委託者（以下甲という）の承認を得て臨時に休業することができる。
 - (1) 営業日は土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に定める休日及び年末年始の休日を除いた毎日とすること。
 - (2) 営業時間は、午前 9 時から午後 5 時までの間（ただし、午前 11 時 30 分から午後 1 時 30 分の間は必ず含むものとする。）で甲乙協議により決定する。
- 2 運営方法
 - (1) 提供するメニュー及び価格 現行の福山庁舎食堂メニュー及び価格を参考に甲乙とで協議して定めるものとする。なお、メニューにおいて定食は最低 1 種類確保すること。（可能であれば複数が望ましい。）
 - (2) 委託料 甲は、この業務に委託料を支払わない。また、この業務により赤字が生じても、補てんはしない。
 - (3) 料金収受 乙は、食堂利用者から直接料金を収受し、原材料、人件費その他食堂運営に係る経費の支払をする。（次の（4）に掲げる事項を除く。）
 - (4) 費用の負担
 - ・ 甲が負担する費用 光熱水費（乙は光熱水費の節減に努めること。）
厨房備品の整備、修繕費用 調理用具（包丁類等）
 - ・ 乙が負担する費用 消耗品（食器、はし、トレイ、調味料入れ お茶類、その他）食券販売機
 - (5) 運営状況の報告 乙は毎月の利用人員、収支状況等を翌月 15 日までに甲に報告すること。
- 3 乙は、食堂の運営に必要な関係法令等を順守すると共に衛生保持のため、次の事項を守らなければならない。
 - (1) 食堂内を常に清潔に保ち、飲食材料が、はえ、ねずみ、ゴキブリ等により汚染されることのないよう留意すること。
 - (2) 食器類は、使用の都度熱湯による消毒を行うこと。
 - (3) 炊事人には、呼吸器系疾患、皮膚病及びその他の感染症等のり病者若しくはその疑いのある者を就業させないこと。
 - (4) 炊事人には、年 1 回以上の健康診断と月 1 回以上の検便を受けさせ、その結果を甲に報告すること。これに要する経費は乙の負担とする。
 - (5) 炊事人には、清潔な制服を着用させ、作業の前後に必ず手を消毒させること。
 - (6) 残飯、残菜その他の汚物は遅滞なく処理し、みだりに放置しないこと。
- 4 乙は、火災が発生することのないよう火気について細心の注意を払うこと。
- 5 乙は、健康の保持・増進に有益な情報を食堂利用者に提供するとともに、アンケート等により食堂利用者の意見を随時把握し、その結果を踏まえた業務改善に努めること。